



様式第 8 号 (第 11 条関係)

町指令第 1 8 号

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

住 所 茨城県ひたちなか市津田 2554 番地 2
氏 名 勝田環境 株式会社
代表取締役 望月 福男

令和 5 年 8 月 24 日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、茨城町廃棄物の減量及び処理に関する条例第 16 条の規定により、次のとおり許可します。

令和 5 年 10 月 5 日

茨城町長 小林 宣夫



営業所の所在地	茨城県ひたちなか市津田 2554 番 2
営業所の名称	勝田環境 株式会社
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物 (ごみ、粗大ごみ)
収集、運搬及び処分の別	収集、運搬
処分地	○ごみ (可燃・不燃)、粗大ごみ 茨城県ひたちなか市高野 1968 番地 1、2 株式会社 カツタ ○木くず類 茨城県ひたちなか市高野大房地 1967 番地 2、4 勝田環境 株式会社
営業の区域	茨城町全域
収集、運搬及び処分の料金	○ごみ (可燃・不燃)、粗大ごみ (0.5t/月・1回/週) 収集・運搬+処分費 5,000 円/回 ○ごみ (木くず) 運搬費 2.1 万/台、処分費 16 円/kg
営業許可期間	令和 5 年 10 月 5 日~令和 7 年 10 月 4 日
許可条件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令 (町条例等を含む) を遵守するほか、町長の指示に従うこと。